

コンストラクションマネジメント(CM)システムデザインの一提言

勤務先 足利工業大学
 会員種別 フェロー会員
 講演者名 小林 康昭

1. はじめに

わが国に、コンストラクションマネジメント（以下、CM）の導入が期待されて久しい。筆者は、第61回年次学術講演会(平成18年9月)で発表した「コンストラクションマネジメント(CM)の公共工事への適用」のなかで、わが国の公共工事にCMを導入し、これを制度化するには、3段階を経て実現する事が望ましいことを、その根拠を挙げて明らかにした。第1段階では、現法体系のもとで公的な専従機関を設立して実施を試み、第2段階では、既存の公的機関の参入を促して市場の拡大を図る。そして最終的な第3段階では、現法体系を改定してその枠組みを脱し、民間機関の参入を制度化させることを目指すこととした。ここでは、第1段階のシステム構築と制度化を、具体的に提言する。

2. 公共工事におけるCMシステムデザイン基本的枠組み

わが国の公共工事にCMシステムを導入するために前提となる枠組みを、以下のように想定した。

- ① **信用重視の市場環境**：長年にわたって培った実績をもとに築いた信用を尊重する日本的な伝統を配慮した、信用ある公的権威を付与したマネジメント実施者(CMR 又は CMr)の市場活動を前提とする。
- ② **契約重視の徹底**：マネジメント契約を明確に履行する責任を、厳格に徹底させるシステムの運用を図る。
- ③ **システム化の励行**：マネジメント契約の履行に際して障害をもたらす恐れがあるような、日本的な運用の妙に依存する思想を排除し、すべてのシステム化とルール化を図る。
- ④ **固定的な労働市場に適応**：わが国の、所謂終身雇用的な雇用を特徴とする固定的な労働市場の環境に沿うような、CMrの人材活用を図る。
- ⑤ **公的資格の付与と多能的専門性の確保**：CMr 個人に与える公的資格制度を設け、わが国固有の多能性に富む専門性の具備を制度化する。
- ⑥ **ソフト技術の価値付け**：CM 先進国の欧米流に、ソフト技術に市場価格を与え、旧来の無償サービス提供の具とする慣行の排除を図る。
- ⑦ **中央集権的機構の構築**：米国流の地方分権的な環境を採用せずに、わが国積年の中央集権的な構造を前提とする制度化を図る。
- ⑧ **公的機関による主導**：わが国の公共工事では、民間主導より抵抗感が少ない公的機関主導の制度化を図る。
- ⑨ **システムの多様化**：わが国の従来の公共調達が多様性に乏しいことが、制度の硬直化と疲労の起因になったことに鑑み、可能な限り、現法体系のもとで多様性に富むシステム構築を図る。
- ⑩ **ゼネコン企業体質の改質**：ゼネコンによるソフト技術の無償提供を排除し、ゼネコンを施工機能に限定した存在と見なす制度化を図る。

3. CMシステムが備える要件

第1段階に位置付けられるシステムが備えるべきと考えられる要件を、次のように整理する。

- ① **CMr の資格**：国家試験の合格者(参考 米国では制限がない)
- ② **CMr 個人の専門性**：複数に跨る多能性(参考 米国ではルール化せず)
- ③ **マネジメント契約業務の実施機関(CMR)**：法に定める公的機関(参考 米国では民間企業)
- ④ **対応可能なCM形態**：ピュア型CM(参考 米国ではあらゆる形態が可能)
- ⑤ **CMr の雇用者**：③に挙げる法に定める公的機関(参考 米国では発注機関や民間のCMR)
- ⑥ **CMr の雇用期間**：長期雇用または登録(参考 米国ではプロジェクト単位の期間)
- ⑦ **CMr 個人に対する評価**：公的な評価機関の認定(参考 米国では個人的な経験・実績・業績の誇示)

キーワード CM、コンストラクションマネジメント、建設マネジメント、公共工事
 連絡先 (所在地〒326-8558 栃木県足利市大前町 268-1・電話 0284-62-0605・FAX 0284-64-1061)

⑧ **準拠法令**：会計法、地方自治法など現行の公共調達関連法令(参考 米国では連邦・州政府の調達規則)わが国特有の市場環境から排除することが望ましいと考えられる日本的な枠組みに手を加えたものである。

4. システムのデザイン

4.1 制度化と立法措置

このデザインの根幹は、専門的な個人資格者(CMr)および公的権威を備えたマネジメント実施者(CMR)の制度化にある。この公的な制度化は、個人的な面では、技術士、建築士、土木・建築施工管理技士などの既存の公的資格制度との整合性、組織的な面では、新たな専従機関の設立、規則的な面では、設計施工分離発注の請負工事を前提とした枠組みのもとで、関係者や関係機関の明確な役割分担の制度化を図る必要がある。この制度を公共工事の市場で機能させ、更には定着させ普及させるには、新たな立法措置、標準契約約款、規定・基準、要領、ガイドラインなどの整備が必要になる。

4.2 実施機関

制度の運用と業務の実施のために、以下のような機関の設置を提言する。

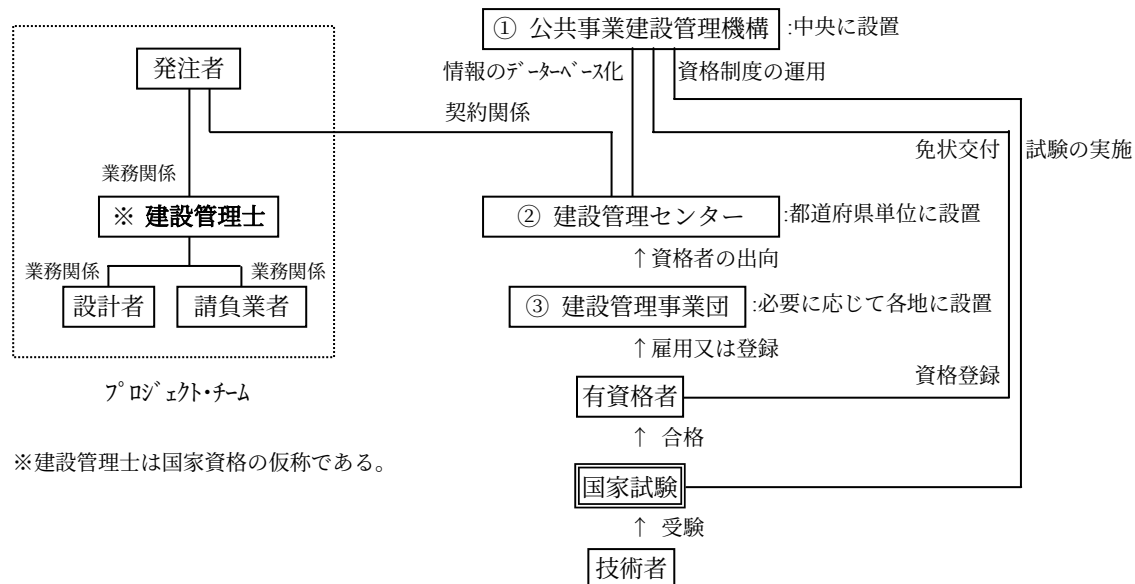
- ① **中央の管理機構**：業務の統括機能を有し、情報のデータベース機能、標準契約約款の設定、資格制度の運用を図る役割を持つ。東京に設置する。
- ② **地方の実施機関**：マネジメント業務の受注と実施を図る役割を担う。各自治体単位に設置する。
- ③ **有資格者の雇用登録・機関**：有資格者を登録や雇用、教育訓練などの機能を備える。上記②からの要請を受けて人材を派遣する役割を担う。本部を東京に置き、支部を各自治体単位に設ける。

4.3 資格

国家試験制度による有資格者は、上記③に登録され、必要に応じて雇用の上で上記②の機関に派遣される。そしてプロジェクト期間中、②の機関もしくは発注者の一員として、マネジメント業務に従事する。その業務は、許可(無資格者には禁止されている)業務であり、有資格者だけが行えることとする。

5. 有資格者と関連機関の業務履行上の関係

以上のように提言したシステムは、(図-1)に示すように構築される。



(図-1) CMR と CMr の関連機関の関係

6. おわりに

このようなシステムを構築した理由は、CM制度を機能させるためには、優れた専門家を確保し彼らに安定した雇用機会を保障することが、必要と考えたからである。わが国でCM制度を機能させるには、CM先進諸国に存在しない、わが国独特の労働市場に適用できるような、人材を効果的に活用するシステムのデザインが不可欠である。